

第1回 北海道受動喫煙防止条例が全面施行されました！

みなさん、こんにちは！札幌市たばこ対策推進マスコットキャラクターのスーナです！

札幌市内に適用される受動喫煙防止の法的ルールは、「健康増進法」と「北海道受動喫煙防止条例」なんだよ。今回は、「北海道受動喫煙防止条例」について紹介するよ！



北海道受動喫煙防止条例は、段階的に施行されていて、令和3年4月に全面施行したんだよ。条例のポイントを、施行された順番に紹介するよ。この条例のポイントを理解して、受動喫煙の防止に協力してもらえると嬉しいな！

北海道受動喫煙防止条例のポイント

【令和2年4月から施行】

受動喫煙で健康を損なうおそれが高い20歳未満や妊婦の方に配慮してください。

公園等の屋外に喫煙場所を設置する場合は、必要な措置を講じてください。

第二種施設は屋外（出入口等）の喫煙器具等の設置場所に配慮してください。

事業者は、従業員等に対して受動喫煙を生じさせないようにしてください。

【令和2年7月から施行】

飲食店・喫茶店が店内を禁煙とした場合は、禁煙である旨の表示をしてください。

お客さんが入る時に、禁煙の飲食店だとわかるように、出入口付近に「禁煙」の表示をするんだよ。

【令和3年4月から施行】

保育所、幼稚園、学校等の敷地内に喫煙場所を設けないようにしてください。



出典：北海道公式ホームページ「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/jk/top.htm>)

札幌市では、受動喫煙対策についてまとめた「札幌市受動喫煙対策ハンドブック」を作成し、札幌市公式ホームページで公開しています！

こちらもぜひ確認してくださいね！

○札幌市公式ホームページ 「札幌市受動喫煙対策ハンドブック」のページ
(<https://www.city.sapporo.jp/eisei/tabako/jyudouguide.html>)

